様式第２号（第５条関係）

 工事請負契約書

第１条　発注者　　　　　　　（以下「甲」という。）と請負者　　　　　　　（以下「乙」という。）は、松阪市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う　浄化槽設置・単独浄化槽撤去・くみ取り便槽撤去・配管（該当するものを囲む）に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は次に掲げる工事に適用する。

　工事の場所　　　　松阪市

　工事の期間　　　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

　設置する浄化槽

　　　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第４条第１項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）の除去率90％以上・放流水のＢＯＤが20㎎／㍑（日間平均値）以下の機能を有する別添の図面及び仕様書に係る浄化槽

　工事の請負代金及び支払い方法

　　　　金　　額　　　　　　　　　　　円

　　　　支払方法　　１現金　　　２その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

第３条　乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第４条　乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第３項に従い、浄化槽設備士（以下「丙」という。）に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して工事を実地に監督しなければならない。

第５条　甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

第６条　乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第７条　乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着工を延期し、若しくは工事の一時中止を求めることができる。この場合において、工事の期間又は請負代金金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　本条による変更、延期又は中止による損害は、乙の責に帰する場合を除き、甲が負担するものとする。

第９条　乙は、乙の責に帰することができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対し、遅延なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合において、その遅延日数は、甲乙協議して定めるものとする。

第10条　工事の完成引渡しまでに工事目的物、その他工事施工により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰するべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条　乙は、工事のため、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条　乙は、松阪市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、書類及び写真を所定の期間内に甲に提出しなければならない。

第13条　甲は、工事が本契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

２　甲が浄化槽法第７条の規定により水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わり損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条　瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後５年以内に行わなければならない。

第15条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は催告その他何等かの手続きを要せずこの契約を解除することができる。

　(１)　第１条の規定に基づく松阪市浄化槽設置整備事業補助金が交付されなくなったとき。

　(２)　工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条　甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

２　甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等かの手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った被害を乙に請求することができる。

第17条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は催告その他何等かの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

　(１)　第８条の規定に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

　(２)　甲が、請負代金を所定の期日までに支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

　(３)　甲が、この契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条　乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められた引渡期日）までに工事の目的物を引渡すことができない場合は、甲は遅延日数１日につき請負代金総額の　　　　分の１の違約金を請求することができる。

２　甲が、この契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金額につき、支払い期日の翌日から支払い完了の日まで日歩　　　銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

　　以上契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

住　所

「甲」　発注者

氏　名　　　　　　　　印

住　所

「乙」　請負者

氏　名　　　　　　　　印

「丙」　浄化槽設備士氏名　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　（浄化槽設備士免状交付番号　　　　　　　　　　）